

令和 6 年第 3 回五城目町議会定例会議事日程 [第 4 号]

令和 6 年 9 月 13 日 (金) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 決算特別委員長報告

日程第 2 総務産業常任委員長報告

日程第 3 教育民生常任委員長報告

日程第 4 議案第 63 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求める
について

日程第 5 議案第 64 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求める
について

日程第 6 議案第 65 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める
について

日程第 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 8 議員派遣の件について

3 閉会

令和6年五城目町議会9月定例会会議録

令和6年9月13日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	5番 佐沢由佳子
6番 石川重光	7番 松浦真
8番 工藤政彦	9番 荒川滋
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 館岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	石井忠大	税務課長	鳥井隆
会計管理者	石井政幸	議会事務局長	千田絢子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤晴樹
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	館岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において決算特別委員会並びに各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

はじめに、決算特別委員長の報告を求めます。13番佐々木委員長

○決算特別委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。令和6年9月定例会において決算特別委員会に付託された議案は、令和5年度一般会計歳入歳出決算をはじめ、特別会計4件、企業会計2件の7議案であります。

これらの審査のため、9月9日から12日までの4日間の日程で4階会議室において開催をしております。

出席委員は、6名全員であります。石川議長は参与として出席し、適切な助言をいただきました。説明者には、東海林総務課長、石井会計管理者、大石総務課課長補佐は4日間出席していただき、畠澤教育長、各課長をはじめ関係職員、書記には各課職員を指名し、会議を開いております。

審査の方針として、議会が決定した予算が趣旨と目的に従って適正に執行され、かつ予算効果と行政効果を生み出し、町民の福祉向上につながり、成果が上がったのか。また、昨年の決算特別委員会での主な指摘事項が改善されたのかなどに注視し、各課からのヒアリングと関係書類の審査を行いました。

一般会計では、歳入総額81億9,759万9,000円、歳出総額77億3,237万1,000円、差引額が4億6,522万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源として9,892万9,000円を差し引くと、実質収支額は3億6,629万9,000円となります。

各課の主な審査についてご報告いたします。

まず最初に総務課。昨年7月の大震災により、町の財政に大きな影響が出ました。災害による減免措置や税収の減少が見られる一方で、国からの支援金や災害復旧費が増加しました。経常収支比率は94.4%で、前年より1.3ポイント上昇しています。これは大震災の影響が原因とされ、今後の財源確保に向けた努力が必要であります。

実質公債比率は9.0%で、今後の大型事業の償還が控えているため、比率の上昇が見込まれます。役場庁舎が築40年を迎えるにあたり、配管工事などの老朽化対策が喫緊の課題となっています。庁舎の大規模改修計画や普通財産の整理が進められる予定であり、これに伴う予算措置が必要とされています。また、災害対応に向けた基金の充実や、新たな財政シミュレーションの実施が求められます。

税務課。大雨被害による減免措置により、一般税と国保税で約3,500万円の減少となりました。一般税全体の収納率は90.89%、前年度比0.76ポイントの減少。滞納繰越分の収納率は5.15%で、前年度より0.38ポイントの減少です。滞納解消のため、きめ細やかな納税相談を実施し、一括納付が困難な場合は分割納付を推奨しています。また、滞納者には財産調査や差し押さえを行うなど、更なる滞納整理を進めていますが、滞納解消への効果があまり出ていません。財源確保の観点から、更なる徴収努力が必要あります。特別会計においては、収納率向上のための施策が続けられている一方で、滞納繰越分の整理が今後の大変な課題であります。

消防本部。消防団の水害対応能力向上を図るための装備として、排水ポンプ1台が購入されました。現在、使用実績はなく、訓練を通じて消防団員に使用方法が指導されています。消防施設の老朽化が進んでいるため、適正な管理と維持が必要あります。今後、計画的な修繕や更新が重要と指摘をいたしました。

出納室。工事検査員のスキル向上が課題であり、検査能力を高める必要性が示されました。今後、災害対応や大規模工事に対する検査体制の強化が求められます。ESG債グリーンボンドなど有利な基金を運用することで、利息を得ていることは評価をいたします。

住民生活課。防災備蓄倉庫が完成し、備蓄品については5年計画で入れ替えを進めていることを確認。食料品や毛布などは一定の量が確保されて、各避難施設にも分散備蓄が進められています。災害時の対応においては、職員の負担が大きく、今後は交代制勤務や防災監の任用など、体制強化が必要あります。特に災害対応の専門職員の配置をすべきと指摘をいたしました。

商工振興課。コロナ対策支援として、コロナ禍の影響を受けた町内事業者を対象に中小企業経営安定資金の利子補給を行いました。また、全町民に1万5,000円分の商品券を支給し、換金率は98.75%であり、町内経済に寄与しました。

建設課。公共土木災害復旧事業では、全39か所中、年内完成が13か所、事業繰

越が3か所であります。令和6年度へ予算繰越分が22か所、廣徳寺橋の本体工事は令和6年度過年災へ予算の置き換えとなりました。昨年の大雨で側溝に流入した汚泥の浚渫が進められ、今後も継続的な管理が必要であります。泥の量が多かったため、側溝の清掃に多額の費用がかかりましたが、今後は適切な予算を確保し、継続的に行っていくべきであります。老朽化した橋が多くなり、将来的には一部橋梁を廃止する可能性があるが、橋梁が地域住民の生活に重要な役割を果たしているため、住民の意見を聞きながら慎重に進めていくことを確認しました。

企業会計。水道事業会計決算では、給水人口は7,680人で、前年度比324人の減、普及率は98.9%。有収水量は、前年度比4万8,850m³の減で、有収率は84.7%となっています。7月の豪雨災害の浄水場被災で、8月・9月分の水道料金を減免したために収入減となり、赤字決算となりました。7年連続の赤字により、基本料金の改定も視野に入れることを確認しました。下水道事業会計については、水洗化人口は5,181人であり、水洗化率は83.0%となっています。総処理汚水量59万4,713m³に対する有収率は72.0%であり、前年度比18ポイントの減少となりました。主な要因は、使用料の災害減免にかかる有収汚水量の減によるものであります。

生涯学習課。地区公民館の利用状況では、大雨災害対応の拠点となった馬川地区公民館を除く、ほかの地区公民館は利用者が減少しました。人口減少と高齢化が進む中で、地区公民館の機能を見直し、利活用の多様化を考え、地域コミュニティに寄与することが求められています。雀館運動公園の整備に多額の予算が投入されているが、人を呼び込む新たな仕掛けが必要と指摘をいたしました。

学校教育課。教育留学事業は、令和4年度から県の委託事業として実施し、令和5年度は小学生18名、中学生2名が参加。子どもたちにはメリットが多く好評を得ております。小・中学校の学校給食費無償化が令和5年度4月から実施されました。保護者の経済的な負担が軽減され、喜ばれていることは評価をいたします。不登校児童生徒への対応として、あおぞら相談員2名を配属し、不登校児童生徒の相談対応を行いました。相談件数は、小学校7件、中学校4件となっています。

まちづくり課。町の脱炭素化推進のため、雀館エリアの公共施設へ木質バイオマスによるエネルギー供給の設備導入するための基本計画が策定されますが、課題として、資源確保のための森林整備が必要となることから、森林事業者や千代田区との連携を深めながら進めていくことを確認しました。地域公共交通事業の課題解決を考え、デマンド

型乗合タクシーの運行形態については、五城目地区以外の全ての地区が戸口運行を行っていることから、昨年度に続き全域で戸口運行が行えるよう、事業者と協議していることを確認しております。ふるさと納税寄附金は、昨年度から約40万円増加しています。特に大雨災害後の寄附が増加しました。ふるさと納税寄附者に対する返礼品の充実が今後の課題であります。

議会事務局。7月の豪雨災害発生直後の各地域が被災した状況の写真をまとめ、議会臨時号を発行をしております。

農業委員会。農地パトロールは、委員会全体で年1回実施し、地域の農地利用の確認、遊休農地の発生防止と早期発見に努めています。耕作放棄農地は、隣接する農地に迷惑をかけております。住宅地周辺の耕作放棄地もあり、周辺住民に迷惑を及ぼしていることから、農地所有者に対して農業委員会として指導するよう指摘をいたしました。

農林振興課。7月の豪雨災害発生後の農地・農業用施設の復旧工事では、地元業者だけでは手が回らず、県を通して町外から11社の業者が紹介され、復旧工事が進められたことは評価をいたします。森林環境譲与税は民有林の間伐促進や森林整備に使われていますが、具体的な成果が見えにくい。本町林業の持続的発展に資する森林環境譲与税の使い方が求められています。多面的機能支払い交付金事業は25組織で行われているが、事務処理の煩雑さで継続できない組織が出ています。対応策としては、土地改良区へ事務委託し事業の継続を図っているケースがあります。災害時の流木の処理について、県や河川の関係町村と連携し、流木回収マニュアルの策定に向けて取り組むべきと指摘をしました。

健康福祉課。町民の健康寿命延伸を図るため、各種検診の受診率向上による疾病の早期発見を推進し、生活習慣病及びがん予防、フレイル予防につなげ、健康の維持増進を図っています。特定健診と後期高齢者健診の受診率が上がりました。検診により、胃がんが2人、大腸がんが2人見つかり、検診の効果が現われています。物価高騰重点支援関連事業では、各種施設に光熱費・食材費の物価高騰負担軽減のための補助金を交付し、支援につながりました。民生児童委員の定数は、54人に対して3名欠員の51名で、委員のなり手不足が課題となっています。老人クラブ組織も同様に年々減少し会員不足が進んでいることから、対応が迫られています。近年の温暖化に伴う高温による高齢者の熱中症対策として、住居のエアコン設置への補助制度の構築に取り組むべきと指摘をいたしました。

国民健康保険特別会計。医療費削減のため、データヘルス計画に基づきジェネリック医薬品差額通知、特定健診受診勧奨通知及び特定異常値放置者受診勧奨通知を実施しています。異常値放置者の再受診には効果が出ていません。保険事業では、人間ドック29名、脳ドック4名受診しております。人間ドックは前年より8名増加しました。資格証明書や短期被保険者証を発行し、税務課と連携して納税対策を強化をしています。

後期高齢者医療特別会計。被保険者数は令和5年度末が2,316人で、今後は団塊の世代が75歳到達となることにより、被保険者数は減少の見込み。短期証の対象者がマイナ保険証へ移行した場合は、納付相談の機会が減少することが予想されるため、未納解消が今後の課題であります。

介護保険特別会計。第8期介護保険事業計画の3年目で、保険料は基準額が8,300円であります。周辺町村と比較して保険料が高いのではとの指摘があったが、第9期介護保険事業計画では7,200円に下がっています。介護認定者数は865人で、要支援・要介護合わせて46人減少しております。介護保険事業会計においては、第9期の事業計画期間中に介護給付費準備基金の取り崩しを予定しています。収支の状況を注視し、今後の介護保険事業の安定的な運営に努めることを確認をいたしました。

障害認定事業特別会計。3町1村で行う障害認定区分審査会の審査件数は合わせて55件で、五城目町は31件、新規は7人が認定されました。

最終日に追加審査を行っていますので、報告をいたします。

まずは農林振興課。本来、令和5年度内に支払うべき鳥獣被害対策実施隊報酬が年内に支払われず、出納閉鎖後の令和6年6月11日に未払いが発覚し、6月14日に支払いを行った。原因としては、担当職員の異動により引き継ぎが十分でなかったことがあげられるが、今後は二度とこのようなことを繰り返すことのないように強く指摘をしました。

まちづくり課。集落支援員が使用する車は公用車扱いだが、支援員が私的なことに使用するのは問題ではないかと審査しましたが、まちづくり課としては、私用で使ってもよいと認めていることを確認しました。

総務課。職員適正化計画の数字からすると、町職員の定数に対して現状12名減であります。そのため部署によっては業務過多であり、専門性を持った職員の採用や育成が重要であると指摘をしました。第7次行革推進プログラムにより機構改革を行い、職員の中途採用も含めて必要な人員を確保し配置をしていくことを確認いたしました。

現地視察では、備蓄倉庫、浄水場、廣徳寺橋、恋地滝ノ沢地区の農地の4か所を視察をしております。

最終日は付託された7議案の採決を行いましたので、議案審査の結果について報告いたします。

はじめに、議案第51号、「令和5年度五城目町一般会計歳入歳出認定」については、賛成多数で認定すべきものと決しています。

特別会計については、4議案を一括して採決を行っています。議案第52号、「令和5年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、議案第53号、「令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、議案第54号、「令和5年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」について、議案第55号、「令和5年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定」について、特別会計4議案とも全会一致で認定すべきものと決しています。

企業会計2議案を一括して採決をしました。議案第56号、「令和5年度五城目町水道事業会計決算認定」について、議案第57号、「令和5年度五城目町下水道事業会計決算認定」について、2議案とも全会一致で認定すべきものと決しています。

令和5年度は未曾有の豪雨災害が発生し、職員の皆様は通常業務を行いながら災害対応に追われての激務が続きました。町民に寄り添い、災害の復旧・復興にあたられたことは意義深いことあります。

今後、本町は少子高齢化・人口減少が進展し、自主財源の確保が課題となり、健全な財政運営が危惧されますが、議会と行政が一体となって、町民サイドに立ち、本町の持つポテンシャルを最大限發揮し、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

最後に、今回の決算審査に御協力いただいた関係職員と決算委員の皆様に感謝を申し上げ、決算審査の経過と結果についての報告といたします。以上。

○議長（石川交三君） 決算特別委員長報告に対する質疑を許します。12番石井議員

○12番（石井光雅君） 今、決算委員長の報告では、一般会計、賛成多数で承認したと。ということは反対があったということで、その反対は何が理由なのか。それをひとつ聞かせていただきたい。

それから、ちょっと腑に落ちなかつたのは、私用に公用車を認めている。そんなことあるのかなということで、まちづくり課の回答はそうであったと。そのあたりのところをもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（石川交三君） 13番佐々木委員長

○決算特別委員長（佐々木仁茂君） 一般会計の採決は举手で行いました。その結果、賛成多数で認定と決しております。

集落支援員においては、まちづくり課のほうからの報告では、それは認めているということあります。車の使用は私的なところに使っても認めているということあります。

○議長（石川交三君） ほかに。 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変長期に、長い時間にわたりまして慎重な審査、委員長はじめ皆様方には敬意を表したいと思います。

ただ、今、委員長報告にございました総務関係について、すこぶる举手によって行つたということでございました。総務課関係についてですね。これは、この前には石井議員もお話してございましたが、集落支援員の関係についても入ってるのかなと思ったりしてましたけれども、そして何対何の状態で、その決算についてオーケーを出したのかどうか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

冒頭に、町民の幸せを願って、ということの発言がございましたので、予算執行間違いないなくしてることを楽しみにしておったと思うわけですけれども、結果的にそういうこともあったと。まあ全委員から賛同を得れなかった部分があったということですので、委員長としてその辺から中身、それについてお話し願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 13番佐々木委員長

○決算特別委員長（佐々木仁茂君） いわゆる令和5年度の一般会計歳入歳出の認定についての採決で、いわゆる举手で行いました。理由は述べておりません、反対者は。ですから、賛成多数で決まったということあります。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今、中身の賛成反対の理由、反対の理由分からないということございましたけれども、先ほど私の質問の中で、何対何であったのかということを質問したところであります。

それともう一つでございますが、いろいろな委託されております委託先でございますね、経営委託しておるいろんな施設があるわけでございますが、管理していただいているところでございますが、それらの予算について間違いなく順調に執行されているのかどうか。それがまた次の年につながる、町民のとって幸せなことになっているのかどうか。

有効な予算の使い方をされてるのかどうか。それら前段に一番最初に委員長が申し上げたように、町民の幸せのための予算であるから、それが実行されてるのかどうかという話で一番最初にしておりますので、果たしてその方向に進んでおったのかどうか伺っておきたいと、こういうように思います。

○議長（石川交三君） 13番佐々木委員長

○決算特別委員長（佐々木仁茂君） 採決の結果を申し上げます。お答えします。4対1
ということで、4対1、賛成4、反対1。

○14番（館岡隆君） 反対1。

○決算特別委員長（佐々木仁茂君） うん。

あと、さっきの質問は、もしかして指定管理のことですか。そうですか。それは、それぞれの課の、何といいますか、責任を持っている指定管理施設に関しての審査を当然行っております。数字も見ております。全て瑕疵もなし。まず適正に使われているということあります。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。決算特別委員会に付託の各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号は、原案を認定することに決定をいたします。

次に、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。8番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。令和6年9月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議案件は、関係部分を含む議案8件、報告3件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において9月5日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、石井まちづくり課長、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工

振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、建設課 藤田主任、まちづくり課 藤田主事、農林振興課 石川主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第42号、工事請負変更（第3回）契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）についてであります。

本案は、令和6年8月2日に議会の議決を得た令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）第2回変更請負契約について、工事の精算変更などにより、本工事の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

変更内容は、橋梁の橋脚や橋桁のコンクリート取り壊し業務や処分量の減、施工ヤードへ設置している敷設板や工事用の仮栈橋の一部を残置することによる撤去費や搬出にかかる運搬費の減により、工事請負契約額を変更するものであります。

委員からは、廣徳寺橋橋梁災害復旧工事に対する財源はどのくらいなのかとの質疑に対し、当局からは、国庫負担として激甚災害の指定を受けていることから、約91%の国庫負担率となっているとの回答がありました。

また、現場に鉄板が敷かれている個人所有地であるが、補償費はどれくらいなのかとの質疑があり、当局からは、用地補償部分も国庫対象となっているので、町で借り上げしている。年額1m²当たり138円の補償費で、使用後は現状に回復して返すものであるとの答弁がありました。

また、仮橋の設置・撤去については、町で行うことになるが、全て国庫負担の対象となるとの答弁でした。

そのほかに特に意見もなく、議案第42号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第43号、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（橋台撤去、新設工事）についてであります。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、契約締結について議会の議決を求められたものであります。

本工事は、被災した廣徳寺橋の早期復旧のため施工するものであり、さきに施工されている廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）の次の工事であり、主な工事内容として、橋桁を乗せていた左右岸の橋台2基の取り壊しを行い、新たに橋台を設置するもの

であります。

随意契約理由として、廣徳寺橋の復旧計画では、施工ヤード敷鉄板や工事用の仮桟橋などの仮設材は工事ごとに搬入し、設置・撤去を行うことにしていましたが、さきに施工されている廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）において、出水期施工において工事の仮桟橋を残置できていることから、本工事に引き続き使用することで搬入にかかる仮設材運搬費や設置・撤去費の節減、また、これら手配や搬入・設置などの工程を除くことができ、橋本体にかかる準備施工に向かうことが可能となります。また、工程外の面では、現場を把握しての施工確保が求められる工事であります。このことから、さきに施工されている廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）において多くの仮設材を有し、地勢把握をしながら安全で円滑な施工を確保できる施工業者の株式会社菅与組と随意契約とし、早期完成を目指すものであります。

委員からは、まるつきり新しい工事をした場合、請負額でどのくらいになるのかとの質疑があり、当局からは、請負率 91.1 % であり、約 5,000 万円ほど安価になるものであるとの答弁がありました。

また、この工事が終われば橋上部工と設置材の撤去工事となると思うが、この次の工事の上部工は、橋専門の業者になるのかとの質疑があり、当局からは、まだ指名審査会を開いていないが、基本的な流れとして P C 橋になるので、コンクリート橋を製造できて、かつ一般土木工事施工ができる業者になると想えますとの答弁がありました。

また、工期完成が令和 7 年 3 月 31 日と約半年を要する理由は、との質疑があり、当局からは、橋桁の製造などに約 5 か月、橋台に橋桁を受ける鋼製の鉄で伸縮性の構造で特殊なものであり、2 か月を要す。制作だけで計 7 か月かかる。それに設置を入れると、上部工の発注を 12 月中に行いたい。そして令和 7 年 9 月の完成に間に合わせたいとの答弁がありました。

また、上部工の発注が 12 月にあるようだが、コンクリート桁の制作は秋田県でできる業者はいるのかとの質疑があり、当局からは、本社が県内である業者は 1 社であり、あと県内に支店があって本社が県外の業者があるようだとの回答がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第 43 号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第 45 号、五城目町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める令和3年総務省令第31号の一部改正により適用期限が延長されるため、当該条例の一部を改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

改正内容は、過疎地域内の産業の振興を図るため、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業の用に要する設備の取得等をしたことに対する固定資産税の課税免除について、対象設備の取得期限である適用期限を令和9年3月31日まで延長するものであります。

施行期日は、公布の日からとし、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

委員からは、過疎地域の範囲、課税免除の期限と免除額はどのくらいかの質疑があり、当局からは、五城目町全域を示すものであり、期限については令和9年3月31日までの3年間となっているが、それ以降の3年間の延長の可能性はあり得る。課税免除については、全額免除であるとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第45号は、全会一致で可決すべきものと決しておられます。

続きまして、議案第48号、五城目町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、非公営の黒土簡易水道の事業区域を上水道区域へ追加するため、五城目町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正するもので、議会の議決を求められたものであります。

主な改正内容は、同条第2条第2項第1号に給水区域として定めている別表中の内川黒土の項中に、下河原の一部の次に上川原の一部、沼ノ上の一部、大沢口の一部を加えるものであり、令和6年10月1日から施行するものであります。

委員からは、上水道区域に追加することに対する町への影響の質疑と、現在町で黒土以外に簡易水道組合はあるのかの質疑があり、当局からは、黒土地区の1日の平均使用量は約22m³であり、イニシャルコストはかかるが、維持管理には大きな影響はないものと思われる。町では黒土と同等の簡易水道組合はないが、規模の小さな小規模水道とか、それにも該当にならない小さな非公営の水道組合は存在しているとの答弁がありました。

また、委員からは、上水道区域に編入された時の料金についての質疑があり、当局からは、現在の基本料金は月1,000円であると聞くが、上水道については基本料金は税込み1,980円となるとの回答がありました。

上水道への接続は全戸加入であり、水圧による現在の水道蛇口への影響はないかと判断している。工事については、本補正予算に工事実施設計の業務委託料を計上している。今年度実施設計を終わらせて、早ければ来年度着手したいとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第48号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第49号、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会設置条例制定についてであります。

本案は、五城目町水道事業及び下水道事業の経営及び施策等に関する事項を審議する「五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会」を設置するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、当該条例を制定するものであります。

引き続き、町当局からは、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会設置条例(案)の主な説明が第1条から第9条、附則第1条、第2条で委員の報酬を日額6,000円、半日額3,000円に定めるため、五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであるとの説明がありました。

委員からは、この審議会を設置することは、水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、料金の見直しが前提であるとの捉え方でよいのかと質疑があり、当局からは、料金改定の妥当性を審議していただくことを目的としているし、下水道事業の内水浸水対策のことについても審議をいただく予定でもあるとの答弁がありました。

また、この審議会は何年くらいを目途に行われるのかとの質疑に対し、当局からは、水道料金及び下水道料金の見直しをしなければならない時期が来た時にまた審議会を開催していただいたり、例えば水道事業であれば浄水場の方針、設備投資にかかるものについても審議いただきたいと考えている。

また、前回の料金改定はいつ頃行われたかの質疑に対し、水道料金、下水道料金については、根本的に改定をされておらず、消費税の税率改正のみで、抜本的な料金改定はしていないとの答弁でした。

委員からは、長期的に人口は減少していくし、給水量も減っていくと思うので、将来世代に負担を回さないためには抜本的に思い切った改定も必要と考える。料金改定はや

むを得ないと理解しており、町民の理解を得るためにも値上げの根拠となる資料が必要であると思う。また、使用料の従量制についても検討願いたいとの意見・要望がありました。

また、委員からは、町民に対する宣伝効果も鑑み、審議会の委員の人数の増員をしたほうがいいのではないかとの意見がありましたが、当局からは、町民に対しての説明会を開催した後、審議会に持ち帰って再度審議する流れとなっているので、迅速に事業を進めるためにも現在の委員数が妥当であるとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第49号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第58号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第3号）の関係部分についてであります。

補正予算の主なものですですが、委員からは、ふるさと愛郷基金からの繰入金で遊具の撤去を行うとのことだが、ふるさと納税は募集する段階で幾つかの分野を選んで寄附することになっていると思う。使う時には予算書に出てこないが、各分野で寄附されたものから使われているのかとの質疑があり、当局からは、予算書には特段出てきていないが、担当課において各分野の寄附額に仕分けられており、その目的で使用されている。また、いただいた寄附金は全額基金に積み立てており、内訳も整理している。その経過や、どの分野に使用したかという内容は、年に1回、広報紙への掲載という形で報告しているとの答弁がありました。

未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金並びに夢ある園芸産地創造事業補助金などの補助金については、申請者からの希望によるものなのかとの質疑があり、当局からは、この事業は県が進めている事業であり、県で周知している団体の中から町への紹介があったものだととの答弁がありました。

それから、五城館の調査設計委託料は厨房等の改修に使用されるものかとの質疑があり、当局からは、厨房と多目的ホールを拡張するためにどの程度の経費がかかるのかを基本設計業務で算出したいと考えているとの答弁がありました。

自然公園事業の作業委託料、ネコバリ岩の状況について質疑があり、当局からは、6月の雨により連絡路の砂利が流されてしまい、状態が悪くなってしまい、更に川岸についても大雨による損傷が激しいため、それらの補強をするものであるとの答弁がありました。

本町における令和7年度の全国朝市サミット開催に向け、青森県八戸市、館鼻岸壁朝市において10月19日から開催される全国朝市サミットの視察をする方は何名かとの質疑があり、当局からは、朝市出店者や朝市振興委員から11名、職員3名を含む14名で出席であるとの答弁がありました。

また、デジタル専門監の委託料の詳細についてと、地域おこし協力隊活動事業のJICAの研修生に対し、地域おこし協力隊の活動費のように交付金措置にはならないのかとの質疑があり、当局からは、デジタル専門監については総務省管轄であることから、業務の中において専門的な分野について学びながら業務内容の改善を目指すものであり、また、DXの活用を学んで職員の業務の負担軽減を図るものであります。地域おこし協力隊活動事業のJICAの研修生については、海外に渡航する際には外務省管轄になるが、今回は海外に行く前に行った国内研修は総務省管轄であるもので、地域おこし協力隊制度を活用できるということから予算を計上したものですと。そして、JICAに関しては秋田県で実施しているのは五城目町だけなので、大変人気があることから、移住の推進についてつながると考えており、この事業は特別交付税措置されるものであるとの答弁がありました。

街路樹の根あがりへの対処について質疑があり、当局からは、根の状態を確認し、剪定または防腐処理を行い、粒度の高い土を入れることで根あがりを防ぐとの答弁がありました。

また、大雨の時の内水氾濫を防ぐために側溝の泥上げを行政側では定期的に実施できないかとの質疑があり、当局からは、内水浸水被害を防ぐために被害の大きかった地域を定期的に清掃する予算措置を考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、職員の海外研修派遣についての質疑があり、主任級の職員1名がシンガポールへ先進事業を学ぶために10月28日から11月2日の6日間派遣されるものとの答弁がありました。

道路補修事業、道路補修委託料の内容に関する質疑があり、当局からは、防雪柵の張り出し・取り込み、側溝清掃の委託料、汚泥の処分費、マンホール周りの補修であるとの答弁でした。

また、委員からは、ツキノワグマの誘因対策について、例えば柿、栗の木伐採が2分の1補助で上限5万円と伺ったが、これは木1本につきなのかと質疑があり、当局からは、木1本ではなく伐採処分に要した経費の2分の1以内、上限が5万円であるとの答

弁がありました。

また、委員からは、林道施設災害復旧費の7月25日から26日にかけての夜中、内水川の上流部、五城目町と三種町の境界付近に強く降った雨により被害を受けた林道災害について、県のほうでは当局の観測地点に降った雨量が国の災害の申請には該当にならないとの回答であったため、町単独で対応することになったとのことだがどうかとの質疑があり、当局からは、今回の災害で副町長が関係機関を回っているが、地域振興局長とは今後そういう事例については協議していかなければならないということで共有はできているとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第58号は、関係部分については全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第61号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

五城目浄水場の杉林伐採にかかる木材の売払収入や伐採にかかる委託料、出水ポンプ、制御盤電源配線修繕、浄水池水位計にかかる修繕、黒土地区配水管敷設工事実施設計委託料などによるものであり、委員からは、浄水場の杉林伐採をする場所は浄水場上流部の戸村堰の門の付近だと聞くが、戸村堰には悪影響はないかとの質疑があり、当局からは、県から護岸の築堤をしていただくことになっており、一番水の越水する箇所を築堤して水の入り込みを止めるという手法をお願いしているもので、戸村堰には影響はないとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第61号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第62号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、マンホールポンプの分解整備にかかる修繕費用、水道事業及び下水道事業経営等審議会委員報酬、また、人事異動に伴う職員人件費と審議会の委員旅費などの補正であります。

委員からは特に意見もなく、議案第62号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率についてであります。地方公営団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度

決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告されたものであります。

内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率のいずれも水道事業会計、下水道事業を含む全ての会計における決算において赤字額、資金不足額が生じていないことから、数値は出ておりません。実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金等の準備財政基金に対する平均比率でありますが、前年度と比較して0.5ポイント減の9%となっております。将来負担率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありますが、前年度と比較して5ポイント増の57.1%となっております。

委員からは特に意見もなく、報告第5号は、全会一致で報告済みと決しました。

次に、報告第6号、令和5年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の令和5年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告されたものであります。

資金不足については、一般会計等の実質赤字に相当するものでありますが、いずれの会計も資金の不足額が生じていないことから、数値は出ておらないとのことでした。

委員から特に意見もなく、報告第6号は、全会一致で報告済みと決しました。

続いて、報告第8号、株式会社あつたか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社あつたか五城目の経営状況を説明する書類を提出されたものであります。

第19期の事業の総括概要は、新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、五城館の売上げは、飲食を伴う団体客の増加により、対前期比457万2,000円増の2,447万円となっております。資金繰りは、7月の大雪で売上げが半減し、逼迫を極めました。町と協議を進めていただいた結果、12月、1,703万1,000円の補助金の支援を受け、資本更生の是正と経常的な支出軽減を図ることができました。このたびの決算における当社の収益力を営業利益により前期との比較検証を行うと、111万8,000円の赤字であるものの、前期対比165万6,000円改善されており、収益性は向上しております。今後は引き続き、データ管理、食材管理を徹底して利益率の向上を目指し、利用者拡大と販売促進を図り、損失解消に向けて経営改善対策に取り組むと

とともに、五城目町の活性化のためのまちづくり会社として努めてまいりたいとの報告がありました。

委員からは、今ままの経営状態であれば、また補助金が必要となると推察されるので、注視していかなければならないとの意見があり、当局からは、前年度との比較では収益性は向上しており、今後も原価率の見直しなど、利益率の向上に向け指導していくとの答弁がありました。

また、飲食以外にレンタルスペースなどのほかの活用方法も検討すべきではないかとの意見がありました。

ほかには特に意見なく、報告第8号は、全会一致で報告済みと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果について報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第58号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第48号、議案第49号、議案第61号、議案第62号は原案可決、報告第5号、報告第6号、報告第8号は報告済みと決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和6年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む9件であります。

これらの審査のため、9月5日午前10時より教育民生常任委員会において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は、7名全員であります。参与には、畠澤教育長、工藤学校教育課長、越高手生涯学習課長、石井一住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員。書記には、学校教育課 鎌田主事、住民生活課 小玉主事、地域包括支援センター 八柳主任、消防本部 青木消防士長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第44号、五城目町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が令和6年3月29日に公布されたことに伴い、関係する2つの条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容について、現行の地域包括支援センターの職員の数について、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センターの運営協会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることで設置基準を緩和し、柔軟な職員配置を可能とするものです。

委員からは、包括支援センターの職員配置基準が緩和されるが、具体的にどのように変わらるべきか。また、現在の職員数で十分な支援が可能か。高齢化が進む中、現状の人員体制で対応できるのかと質疑があり、当局からは、職員配置基準が緩和されることで柔軟な人員配置が可能になる。しかし、現状の体制では十分とはいはず、特に社会福祉士の増員が必要と考えている。増員については何回か募集している。地域のニーズに対応できる体制を整えていくと答弁があり、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号、五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることから、当該条例の一部を改正するものであります。

委員から、健康保険証がマイナンバーカードと一体化されることで、保険証の有効期限が切れた場合の手続きはどうなるのか。特にマイナンバーカードを持っていない人の対応は、と質疑があり、当局からは、マイナンバーカードを持っていない方には、有効期限前に資格確認書を郵送で送付すると答弁がありました。

別の委員からは、保険証の更新手続きや資格確認書の発行に伴う職員の負担増加に対応できるのかと質疑があり、職員の負担増については、ほかの職員の応援を得ながら対応しているが、現状の人員では厳しい面がある。業務効率化や人員配置の見直しを検討していくと当局より答弁がありました。

議案第46号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号、五城目町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴う条ずれを解消し、子ども・子育て会議の庶務を所管する部署を教育委員会学校教育課から健康福祉課に変更するため、当該条例の一部を改正するものであります。

委員からは、子ども・子育て会議の所管を教育委員会学校教育課から健康福祉課に移すことで、健康福祉課の業務負担が増えるのではないか。現状で対応可能か。また、条例改正によって、教育委員会との連携が弱まる懸念はないかと質疑があり、当局からは、子ども支援に関する業務は健康福祉課が適切と判断した。教育委員会とは引き続き連携を強化し、協力して事業を進めていく。業務負担については課内で調整し、住民サービスの向上に努めると答弁がありました。

議案第47号は、全会一致で可決すべきものと決しています。

議案第50号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号利用等に関する法律等の一部改正に伴う秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは特に質疑もなく、特に意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

住民生活課関係部分についてであります。歳入として、空き家対策事業債として10件分150万を増額補正、歳出の主なものとしては、旧耐震空き家10件分の費用を実績見込として計上、一般廃棄物埋立処分場管理運営費としてポンプの経年劣化に伴う修繕料を計上しております。

委員からは、補正予算に含まれている空き家解体補助金の状況と、地域の要望に対して十分な対応ができているかと質疑があり、当局からは、空き家解体補助金として150万円の増額が計上されており、これにより10件の空き家が対象となる。今後も住民のニーズを反映しながら事業を進める予定と答弁がございました。

次に、健康福祉課関係部分についてであります。歳入の主なものとしては、国保基盤

安定、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援事業費などがあります。また雑入として、10月からの定期コロナワクチン接種補助費838万円が国の管理団体から入金されます。歳出としては、子ども計画策定に関わる子ども・子育て会議の経費、町内遊具の修繕・撤去、障害者自立支援給付の支払いシステム改修費の補正、国保税付加確定による補正、コロナワクチンなどの事業に対する会計年度職員を雇用する補正などがございます。

委員からは、補正予算に計上された遊具の修繕及び撤去費用の具体的な対象地域と、修繕後の状況は、と質疑があり、遊具については、4つの公園で遊具の修繕を行い、12の公園で撤去が予定されている。修繕後は地域住民から利用が進んでおり、今後も地域ニーズに基づいて対応すると答弁がございました。

また、別の委員からは、健康福祉課の人員不足や業務過多の状況を改善するため、具体的な対策はあるのかの質疑が行われ、担当課長からは、人員配置の見直しや業務の効率化を進めていく。増員についても町当局に要望しており、住民サービスに支障が出ないよう努めるとの回答がありました。答弁がありました。

学校教育課関係部分であります。歳入の主なものは、理科教育設備費等補助金、中学校のオシロスコープの導入であります。歳出は、事務局用事務費、校外学習で利用するバスの借上料として小学校管理費15万7,000円であります。

委員から、車借上料について、15万7,000円の増額となっているが、これはすずむし号ではなく、遠出する場合のバスかと質疑があり、当局から、すずむし号は別で委託している。借上バスは、小・中学校の校外学習で使う大型バスである。当初予算では例年どおりの予算計上でしたが、中央交通と契約する際、昨年度から人件費・燃料費の単価が上がっており、事業を重ねていくにつれて不足分が生じた。学校からも今後の予定を伺い、見込みを立てたが、町内であればすずむし号を使用するなど、工夫をしてもらう形で調整をして15万7,000円の増額に落ち着いたと答弁がありました。

生涯学習課関連であります。歳入の主なものは、地域図書室「わーくる」への町民からの寄附10万円、歳出の主なものは、この10万円の寄附を用いての図書購入、没後80年記念事業で矢田津世子未発表作品を含む出版や展示を五城館で行う経費、山村開発センター、杉沢交流センター友愛館の修繕費であります。

委員から、矢田津世子没後80年、講師謝礼金とあるが、どういった方を予定しているのか。また、作文事業の記念品の説明をと質疑があり、当局からは、講師については、

秋田公立美術大学の石山友美准教授を予定している。矢田津世子の作品をモチーフに映像を作られていて、みんなの学校でも1回上映した。ふるさと作文事業については、町内の小・中学生を対象に10月から募集をかけたい。矢田津世子の作品には故郷に対する想いが多々描かれているため、愛郷心を育むという目的で、五城目に住んでいて感じたことや思っていることなど、五城目に関することを書いてほしいと説明がありました。

別の委員からは、矢田津世子作品の聖地巡礼については興味を持つ人がいる。町のホームページに掲載しては、と質疑があり、当局からは、町のホームページであれば、予算計上しなくとも掲載できると思うと答弁がございました。

次に、消防署関係であります。歳出の主なものとして、緊急車両出動のための除雪ローダー借上料、司令システムのサーバー故障に伴う費用、ドクターへリの緊急出場時の除排雪費用であります。

委員からは、ヘリポート除排雪業務委託についてですが、消防職員がローダーで車庫前の除雪を行い、庁舎の後ろにあるヘリポートまでは手が回らないという解釈かと質疑があり、当局からは、通常の降雪時は職員がローダーにより除雪を行っているが、ドクターへリの要請に支障が出るような豪雪時には委託業者に依頼をしていると答弁がありました。

そのほかに意見もなく、議案第58号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、一般管理費、医療費給付費、後期高齢者支援金、介護納付金など国保税の確定に伴う補正であります。

委員からは、基金と余剰金を合わせて約1億円ある状況で、それを被保険者に還元することはできないか。また、余剰金をどう扱うのか。現状の計画はどうなっているのかと質疑があり、当局からは、余剰金は現在6,500万円程度積み上げられているが、今後県に約2,000万円の支出見込みがある。また、国保の加入者が年々減少しており、ますます運営が厳しくなる。今年度は被保険者への直接還元を行わず、決算状況を見ながら、次年度に向けて調整を考慮する予定との答弁がありました。

別の委員からは、保険料を下げる事が可能か。また、その影響をどのように予測しているかと質疑があり、保険料の見直しは毎年行われており、所得に応じた率と1人当たりの保険料負担額が決定されている。現時点で余剰金を使って保険料を引き下げるこ

とは可能だが、安定的な運営を考えると慎重に判断する必要があるとの答弁がありました。

議案第59号は、賛成多数で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第60号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、介護保険額確定による補正、地域支援事業交付金、介護給付費交付金、包括支援事業などがあり、介護保険額の賦課確定及び介護予防サービスの実績見込みによる補正であります。

委員から、介護保険料の増加を抑制するための点検体制や、今後の見通しはどうになっているかと質疑があり、当局からは、保険料の増加を抑えるためにケアプランの点検や保険料の見直しを定期的に行い、適切な運用を図っている。特に、利用者のケアプラン作成時に点検を行い、保険料の適正化を進めることが重要であると認識していると答弁がありました。

また、別の委員からは、ケアプラン作成にかかる費用が1人当たりどれくらいかかるのか、具体的な金額を、と質疑があり、当局からは、1人当たりのケアプラン作成にかかる費用は約4,420円である。今回の補正では、ケアプラン作成に必要な委託料として40万円が計上されており、約100名分のケアプラン作成を見込んでいると答弁がありました。

議案第60号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、報告第7号、令和5年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価であります。

本報告では、教育委員会の主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることを目的としています。

学校教育課及び生涯学習課に関する10の令和5年度事務事業が点検及び評価され、評価結果は「期待どおり」1項目、「概ね期待どおり」7項目、「改善の余地あり」2項目となっています。

委員からは、教育留学事業について、県外だけでなく県内からの受け入れも可能なのか。また、町内の受け入れ体制が整えば、事業が更に広がるものではないかとの意見があるが、具体的な課題は何かと質疑があり、当局からは、教育留学事業は、秋田県型の教育プログラムとして県外からの児童生徒を対象に開始したもので、県内も含めて受け

入れを検討することは可能だが、現在は県外に重点を置いている。受け入れ人数や期間については、予算と受け入れ施設の確保が課題となっていると答弁がありました。

また、別の委員からは、コミュニティスクールとして地域との連携を深めるため、学校と地域が共同で防災活動を行うなどの取り組みができるかと質疑があり、当局からは、昨年度の大規模水害を教訓に、地域と学校が共同で防災活動を進めることができると考えており、コミュニティスクールの特徴を生かし、地域住民と協力して活動を強化すると答弁がありました。

また、別の委員からは、学校での授業中にゲームやプログラミングを活用することについて、特に「スクラッチ」というプログラムを使ったゲーム制作が子どもたちの創造力を伸ばす上で有効だと感じているが、五城目小学校の学年によっては休み時間にこのゲームづくりが制限されていると聞いた。教育現場でのゲームやプログラムの使用はどのように考えられているのか。また、休み時間などでの活用は柔軟にできないのかと質疑があり、当局からは、ＩＣＴやプログラミング教育は重要視されており、特にGIGAスクールでのパソコンやタブレットを使用した教育が進行中。スクラッチなどのプログラムを活用した学びの促進については、教師や学校の裁量に委ねられているが、休み時間中の活用については柔軟に対応する方針を検討している。また、教育委員会としても教師に対してこの点を周知することで、よりよい学びの環境を提供するよう進めたいとの答弁がありました。

報告第7号は、全会一致で報告済みと決しました。

次に、陳情第6号、ゆたかな学びの実現および教職員定数改善ならびに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に関わる意見書採択の陳情についてあります。

参与である教育長からは、教職員の定数改善並びに義務教育費国庫負担割合が引き上げられることは、ゆたかな学びのためにも必要なことであり、陳情の内容はそのとおりであると考えるとの発言がございました。

委員からは、これまで同じ趣旨の陳情を採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情第6号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和6年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第58号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第44号、議案第46号、議案第47号、議案第50号、議案第59号、議案第60号は原案可決と決します。報告第7号は報告済みと決します。陳情第6号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第3号、教職員定数改善ならびに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であり、秋田県においては、厳しい財政状況の中でも独自の少人数学級を実施しているが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、義務教育費国庫負担割合の引き上げを強く求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第3号は可決

と決します。

次に、議案第58号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第58号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第58号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第3号）は、原案可決と決します。

次に、議案第63号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第63号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の教育委員会委員4名のうち、八木下真全氏が令和6年9月30日をもつて任期満了となり、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

八木下真全氏は、平成20年10月以来、同委員を務めており、これまでの経験、実績から真に適任と思われますので、引き続き任命いたたく、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

経歴につきましては、お手元の議案に添付されておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討

論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第63号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについては、同意することに決定をいたします。資料については後ほど回収いたします。

次に、議案第64号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

.....

午前11時32分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第64号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の教育委員会委員4名のうち、佐藤卓男氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、新たに鷺谷真一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

鷺谷真一氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

経歴につきましては、お手元の議案に添付されておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第64号、教育委員会委

員の任命につき議会の同意を求ることについては、同意することに決定いたします。

資料は後ほど回収いたします。

次に、議案第65号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第65号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち、猿田秀樹氏が令和6年12月31日をもって任期満了となり、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

猿田氏は、平成31年1月以来、同委員を務めており、これまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、よろしくお願ひいたします。

経歴につきましては、お手元の議案に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第65号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについては、同意することに決定いたします。

資料は後ほど回収いたします。

次に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、地方自治法第

118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会委員の氏名を事務局長より朗読いたさせます。

○議会事務局長（千田絢子君） それでは、朗読いたします。

新谷研逸様、本間重春様、石井忠様、齊藤陽子様、以上の4名でございます。

○議長（石川交三君） ただいま朗読した4名の方を選挙管理委員会委員に指名をいたします。

ただいま議長において指名いたしました、新谷研逸、本間重春、石井忠、齊藤陽子の4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員の氏名を事務局長より朗読をいたさせます。

○議会事務局長（千田絢子君） それでは、朗読いたします。

1番、渡邊律雄様、2番、伊藤定広様、3番、小玉仁志様、4番、伊藤彰様、以上の4名でございます。

○議長（石川交三君） ただいま朗読した4名の方を選挙管理委員会委員の補充員に指名いたします。

ただいま議長において指名をいたしました、1番、渡邊律雄、2番、伊藤定広様、3番、小玉仁志、4番、伊藤彰の4名を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の補充員に決定をいたします。

なお、補充員の順序は、ただいま朗読した順序といたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第3回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午前11時40分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員